

(別紙3)

交通誘導警備員の緩和措置について

1. 交通誘導警備における緩和措置

交通誘導警備が必要な場合、三重県公共工事共通仕様書に基づき実施されるものであるが、今後、交通誘導警備員のひっ迫等の影響により、十分な確保が困難となり、災害復旧工事を含めた公共工事の円滑な施工に支障をきたすことが懸念されるため、建設従事者並びに一般交通の安全確保と現場条件を踏まえ、当面の間、以下のとおり交通誘導警備員の資格要件等を緩和する。

(1) 指定路線以外の路線での交通誘導警備

指定路線以外の路線において、有資格者（交通誘導警備業務の検定合格者）が配置できない場合、警備業者の警備員に限り、資格要件「交通の誘導・整理の実務経験3年以上」の適用を除外する。

(2) 道路交通法の許可等が不要な指定路線以外の路線での交通誘導警備

指定路線以外の路線において、道路交通法77条の許可（道路管理者の場合は80条協議）が不要な場合には、警備業者の警備員による警備に加え、公共工事の建設現場における実務経験が1年以上の者による交通誘導警備を可能とする。

【参考】 三重県公共工事共通仕様書（1-1-38 交通安全管理 9. 交通安全管理
2)交通誘導警備員）抜粋

「受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者（平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者）としなければならない。

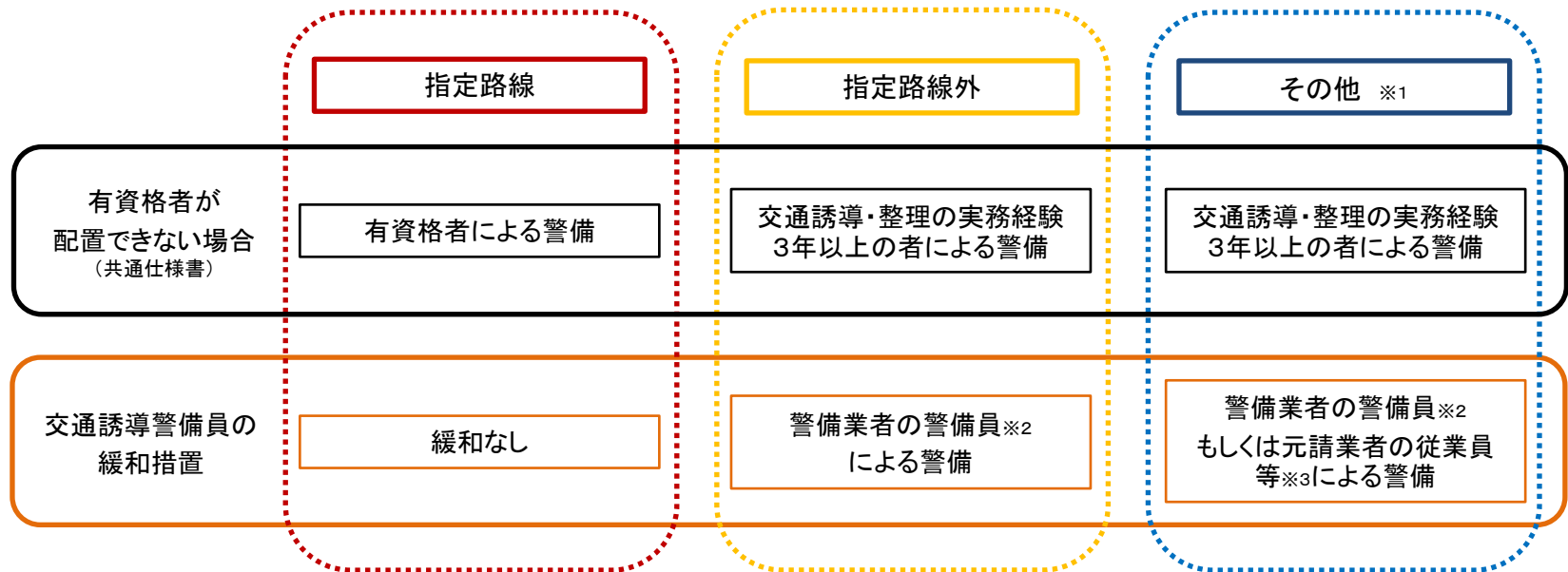
また、三重県内における以下の25路線（以下「指定路線」という。）においては、交通誘導警備業務を行う場所（交通規制区間）毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。

なお、指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とできる。」

2. 交通誘導警備員の積算方法

道路交通法の許可等が不要な指定路線以外の路線での交通誘導警備については、当初積算時に「交通誘導警備員B」で積算するものとする。なお、元請業者の従業員による交通誘導警備の労務単価は「交通誘導警備員B」とする。

○交通誘導警備員の確保が困難な場合で有資格者が配置できない場合の緩和措置



注) 同一の施工現場であっても、区域で分担するなど警備業務に係る指揮命令系統の独立性が確保された適正な請負業務であれば、複数の警備会社に請け負わせていても差し支えない。

※1 指定路線以外の路線で、道路交通法第77条(道路の使用の許可)または、第80条(道路の管理者の特例)の許可協議を要しない場合。

※2 実務経験は問わない。

※3 公共工事の建設現場における経験1年以上の者。

【適用年月日】

平成30年1月1日以降起案に係るものから適用

なお、適用日以前に発注した工事についても、受注者からの申し入れがあれば、発注者と受注者による協議を行い、発注者が承諾した場合は適用する。

【緩和措置期間】

平成31年3月31日まで(期間内に契約を締結したもの)